

⑧農薬使用基準が義務化されました

有機JAS検査員が教える認定取得の ここがポイント!!

っています。

■規制対象外の特定防除 資材(特定農薬)

今回の法改正では農薬使用者に対しても規制がかかることから、従来生産者が病害虫目的で使用していた自家製剤等も無登録農薬と見なされ登録をしなければ使用できなくなってしまう。そこでその救済措置として「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼす恐れがないことが明らかなもの」を「特定農薬」として定め規制の対象外とすることになりました。

また「特定農薬」の「農薬」という言葉が化学合成農薬のイメージを与える等の問題により、通称として「特定防除資材」の名称を使用することになっています。この特定防除資材として現在指定されているものは「食酢」「重曹」「使用場所と同一都道府県内で取れた天敵」のみ。

特定防除資材の概念は①有害動植物対策に使用する薬剤である ②農薬的効果がある ③使用原料から明らかに安全である…です。

特定防除資材指定に当たり昨年11月に提供された約740種のべ約2900種の資材情報の中には、①に該当しないということでアイガモやコイ、防虫シートなどが除外されたもの、③の観点から農薬登録が必要なものとして医薬用消毒剤の塩化ベンザルコニウムやクレゾール、タバコ抽出液、水酸化ナトリウムなどが除かれました。

その他の木酢や微生物資材、食用植物抽出液、薬用植物抽出液、キトサン、電解水などは判断が保留されており、随時農薬的効果や安全性についてのデータ収集等により評価してゆくこととなっています。この判断が保留された資材は使用者自らが

農薬と同様の効果があると信じて使用する分は規制の対象外ということになっています。しかし判断が保留されたこれらの資材は農薬としての効果を謳って販売してはいけないこととなり、また使用してはいけないこととなります。

※農薬に関する詳しい情報は農林水産省「農薬コーナー」<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>を参照して頂くかRadixの会事務局経由で何方までお問合せください。

食品安全関連8法案

- ① 食品安全基本法案 [内閣官房]
- ② 農水省設置法の一部改正法案 [農水省]
- ③ 食品製造管理高度化臨時措置法の一部改正法案 [農水省]
- ④ 牛の固体識別のための情報管理・伝達特別措置法案 [農水省]
- ⑤ 食品安全関係整備法案 [農水省]
- ⑥ 飼料安全性・品質改善法の一部改正法案 [農水省]
- ⑦ 食品衛生法の一部改正法案 [厚労省]
- ⑧ 健康増進法の一部改正法案 [厚労省]

農薬使用基準遵守義務化の詳細

a) 農薬使用者の義務

1. 農産物等に害を及ぼさないようにする
2. 人畜に危険を及ぼさないようにする
3. 農産物等に汚染が生じその汚染による農産物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにする
4. 農地等の土壌の汚染が生じその汚染により汚染された農産物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにする
5. 水産動植物の被害が発生しその被害が著しいものとならないようにすること
6. 公共用水域の水質の汚染が生じその汚染による水の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること

b) 具体的遵守事項(罰則対象)

1. 規定された適用農作物以外の食用農作物に使用しない
2. 規定された単位面積当たりの使用量を超過して使用しない
3. 規定された希釈倍率の最低限度を下回る(濃い)希釈倍率で使用しない
4. 規定された使用時期以外の時期に散布しない

5. 播種から収穫までの間に規定された使用回数を超えて使用しない

c) 農薬使用者の努力事項

1. 農薬使用の年月日、使用した場所、使用した農作物等、使用した農薬の種類又は名称、単位面積当たりの使用量又は希釈倍率を記帳する
2. 住宅地及びその近隣する土地で農薬を使用する場合は農薬の飛散防止措置をとる
3. 水田において止水を必要とする農薬を使用するものは流出防止措置をとる
4. 土壌消毒など被覆を要する農薬を使用するものは揮散防止措置をとる
5. 記載される最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない

d) その他の義務事項

航空防除を行なう者(風速5m以下時での散布に努める)、倉庫など農薬によるくん蒸を行なう者(農家の土壌くん蒸は除く)、ゴルフ場において農薬を使用するものは使用開始日までに農薬使用の年度計画を農林水産大臣に提出する